

## 精華町祝園駅東西連絡通路掲示板の利用に関する規定

(趣旨)

第1条 この基準は、精華町祝園駅東西連絡通路掲示板（以下「掲示板」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲示物の範囲)

第2条 掲示板に掲示するポスターその他の印刷物等（以下「掲示物」という。）は、次に掲げる事務又は事業に関するものとする。

- (1) 精華町が行う事務又は事業
- (2) 国、府その他の官公署が行う事務又は事業（開催会場が町内であること）
- (3) 精華町が共催又は後援する事業
- (4) 精華町教育委員会関係団体等として登録されている団体等に関する事務又は事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に適当であると認める事務又は事業

2 営利を目的とした事務又は事業に関する掲示物、宗教活動又は政治活動又はこれらに類する掲示物及び公益を害する恐れのある掲示物は、掲示することができない。

(掲示期間)

第3条 掲示板に掲示する掲示物の期間は、最長3ヶ月とする。

(掲示物の承認)

第4条 掲示板に掲示しようとする場合は、掲示承認申請（別記様式1号）に掲示物を添えて町長に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の基準による掲示承認申請は、掲示をしようとする日の30日前から行うことができる。

3 第2条第1項第4号に該当する団体等の会員募集又は団体紹介は、前回の掲示終了日から6ヶ月以内は承認申請をすることができない。

4 掲示の方法又は掲示期間を遵守しない場合は、以後の承認申請について承認しないことがある。

(付則)

この基準は、平成24年4月1日より施行する。